



可児記者クラブ同時配布資料

岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

| 令和5年7月24日(月)岐阜県発表資料 |     |       |   |
|---------------------|-----|-------|---|
| 所属                  | 担当課 | 担当者   | 電話番号  |
| 可茂県事務所              | 環境課 | 正村 弘毅 | TEL 0574-25-3111 (内線 215)<br>FAX 0574-25-3934 |

## 可児市<sup>どた</sup>土田地内における土壤汚染及び地下水汚染について

カヤバ株式会社が岐阜南工場内の土壤汚染状況を把握するため、自主的に土壤及び地下水を調査したところ、土壤汚染対策法に規定する土壤含有量基準を超える六価クロム、土壤溶出量基準を超える六価クロム、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び地下水環境基準を超えるトリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンが検出されたため、本日(7月24日)、同社から可茂県事務所に報告がありました。

### 1 報告内容

#### (1) 調査場所

カヤバ株式会社 岐阜南工場(可児市土田505)

同敷地内では、KYB モーターサイクルサスペンション株式会社が操業しています。

#### (2) 調査結果の概要

土壤含有量調査

| 項目    | 調査<br>検体数 | 基準超過<br>検体数 | 調査結果                       | 土壤環境基準       | 最大基準<br>超過倍率 |
|-------|-----------|-------------|----------------------------|--------------|--------------|
| 六価クロム | 471       | 3           | 2 mg/kg 未満～<br>1,600 mg/kg | 250 mg/kg 以下 | 6.4 倍        |

土壤溶出量調査

| 項目             | 調査<br>検体数 | 基準超過<br>検体数 | 調査結果                         | 土壤環境基準       | 最大基準<br>超過倍率 |
|----------------|-----------|-------------|------------------------------|--------------|--------------|
| 六価クロム          | 471       | 24          | 0.005 mg/L 未満<br>～42 mg/L    | 0.05 mg/L 以下 | 840 倍        |
| テトラクロ<br>ロエチレン | 245       | 1           | 0.001 mg/L 未満<br>～0.015 mg/L | 0.01 mg/L 以下 | 1.5 倍        |
| トリクロロ<br>エチレン  | 245       | 1           | 0.001 mg/L 未満<br>～0.026 mg/L | 0.01 mg/L 以下 | 2.6 倍        |

## 地下水調査

| 項目               | 調査<br>検体数 | 基準超過<br>検体数 | 調査結果                          | 地下水環境基準       | 最大基準<br>超過倍率 |
|------------------|-----------|-------------|-------------------------------|---------------|--------------|
| トリクロロ<br>エチレン    | 31        | 10          | 0.001 mg/L 未満～<br>1.2 mg/L    | 0.01 mg/L 以下  | 120 倍        |
| 1,2-ジクロ<br>ロエチレン | 31        | 2           | 0.004 mg/L 未満～<br>0.52 mg/L   | 0.04 mg/L 以下  | 13 倍         |
| クロロ<br>エチレン      | 31        | 2           | 0.0002 mg/L 未満～<br>0.038 mg/L | 0.002 mg/L 以下 | 19 倍         |

※地下水流向に沿って事業場敷地境界に設置した複数の井戸からは、地下水環境基準を超える六価クロム、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンの検出はありません。

※今回の報告は現時点までに判明した検査結果のものであり、工場内の土壌及び地下水調査は継続しています。

## 2 汚染の原因

事業者からの報告によると、次のとおり推定されます。

なお、テトラクロロエチレンは事業場内での使用履歴が確認されていないため、現在、事業者が調査中です。

### (1) 六価クロム

鋼材の耐食性を向上させるための表面処理装置が戦前から設置されており、当該装置に使用されていた六価クロムが表面処理の過程で飛散、浸透したものと推定されます。

### (2) トリクロロエチレン

部品洗浄のため、昭和58年まで事業場内で使用されていた当該物質が、作業の過程で飛散、浸透したものと推定されます。なお、現在は使用されていません。

### (3) 1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン

事業場内で使用履歴は確認されていませんが、当該物質は、トリクロロエチレンが地中で分解し生成するおそれがある分解生成物として知られています。

※六価クロムは、現在も事業場内で使用されていますが、平成12年以降に導入された施設は浸透防止措置が講じられているとの報告を受けております。

## 3 今後の対応

### (1) 地下水調査について

岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱に基づき、可児市と連携して、カヤバ株式会社岐阜南工場敷地境界から半径500mの範囲内にある家庭及び事業場を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質調査を直ちに実施します。

### (2) 地域住民への情報提供について

井戸水を利用している家庭及び事業場に対しては、結果が判明するまでの間、井戸水の飲用の自粛を呼びかけます。

### (3) 事業者に対する指導について

汚染された地下水及び汚染土壌の適正な管理等を行うよう指導するとともに、行った措置等について県事務所及び市に報告するよう指導しました。

## 【参考】

### 1 物質の説明

#### 【六価クロム】

クロムの六価化合物には多くの種類があり、顔料、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表面処理、酸化剤などに使われています。溶液にさわったり、蒸気を吸い込むことで、手足、顔などに発赤、発疹がおこり炎症が生じることが知られています。

長期間飲用するような場合を除いて、飲み水を通じて口から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられています。

#### 【テトラクロロエチレン】

テトラクロロエチレンは、塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、常温では無色透明の液体で、揮発性物質です。引火性が低く、容易に油を溶かすという性質があります。このため、ドライクリーニングの溶剤として洗濯業で使われたり、精密機器や部品の加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。

高濃度のテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあり、比較的低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。

#### 【トリクロロエチレン】

トリクロロエチレンは、塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また常温では無色透明の液体で、揮発性物質です。さまざまな有機物を溶かす性質があり、不燃性であるため、金属製品製造業や機械器具製造業、半導体の製造工場などで、機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

#### 【1,2-ジクロロエチレン】

1,2-ジクロロエチレンは、常温では無色透明の液体で、揮発性物質です。かつては染料や香料、熱可塑性の合成樹脂などを製造する際の溶剤として使われたり、他の塩素系溶剤の原料として使われていましたが、現在は1,1-ジクロロエチレンあるいはクロロエチレン製造時の副生成物として生成されたり、他の物質の環境中などでの分解物として生成されますが、1,2-ジクロロエチレンとしての用途はないと考えられます。

1,2-ジクロロエチレンは、マウスの骨髄細胞を使った染色体の異常を調べる試験などで、陽性を示したと報告されています。

#### 【クロロエチレン】

クロロエチレンは、常温では無色透明の気体です。特徴的な臭いがあります。ほぼ全量が、ポリ塩化ビニル（塩化ビニル樹脂）や塩化ビニル系共重合樹脂の原料として使われています。

クロロエチレンは、常温で引火性が高い物質であり、また発がん性があるので、取り扱いには注意が必要ですが、樹脂をつくる過程で反応せずに残ったごくわずかな塩化ビニルモノマーは樹脂中から除去されるため、私たちが日常生活でこの物質に直接ふれることはないと考えられます。

参考：化学物質ファクトシート-2012年版-（環境省発行）

### 2 用語の説明

#### 【土壌含有量基準】

土壌に含まれる有害物質を、経口又は皮膚より直接摂取することによるリスクを想定して設定した基準。

#### 【土壌溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。

#### 【地下水環境基準】

地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。

#### 【分解生成物】

有害物質の分解により生成するおそれのある有害物質のこと。